

# 茅野市不妊及び不育症治療費助成事業

～茅野市では、不妊及び不育症治療を受けたご夫婦に治療費の一部を助成しています～

## ○助成を受けることができる方

- ①～④のすべてに該当する夫婦（夫婦：事実婚関係にあるものも含む）
- ① 申請した日も含め、その1年以上前から、連続して夫婦ともに市内に居住していること（住民票があること）
  - ② 市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと
  - ③ 医療保険に加入していること
  - ④ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること（令和6年4月～）

## ○対象となる治療

保険適用・適用外問わず医師が認める不妊及び不育症治療費

### 注意事項：

◇夫または妻以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療、代理母、借り腹による不妊治療は対象外とします。

◇県の不妊治療（先進医療）費用助成事業や不育症検査費用助成事業、不育症治療支援事業の助成を受けた治療は対象になりません（令和6年4月～）

## ○助成金額 助成金は1回5万円が上限

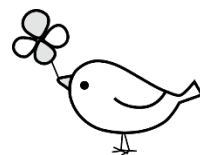
不妊及び不育症治療に要した  
医療費の自己負担分

高額療養費などの各保険法に  
基づく給付、任意給付の額

の1/2の額

## ○助成回数

同一の夫婦に対して不妊及び不育症治療それぞれ5回まで



## ○申請の提出期限

医療機関等が証明した治療期間が終了した日の翌日から起算して3か月以内。

例：4月1日に治療が終了した場合、

同年4月2日～同年7月1日に申請できます。

同年7月2日以降は申請できません

\* 提出期限内に必要な書類の提出が難しい方は健康管理センターまでご相談ください。

## ○注意事項

書類を取り寄せる前に健康管理センターへ相談にお越しく下さい。不妊・不育治療に要した費用に係る領収書をお持ちください。その際必要書類をお渡しします。

裏面もご覧ください

## ○申請から助成までの流れ

- 1 まずは健康管理センターへ相談にお越しください。
- 2 医療機関へ「茅野市不妊等実施医師証明書（様式第2号）」を提示し証明を受けてください。
- 3 申請書を記入し必要書類（下記参照）を健康管理センター窓口に提出してください。  
（郵送も可能ですが、書類等に関して後日問い合わせをさせていただく場合があります）
- 4 交付決定となった場合、茅野市の決定通知書が届きます。同封されている請求書に振込先等を記入し、健康管理センター窓口または郵送で提出してください。
- 5 請求書提出後、手続きが整い次第指定口座へ支給いたします。

## ○申請に必要な書類

- 助成金交付申請書（様式第1号）
- 不妊治療等実施医師証明書（様式第2号）
- 不妊治療に要した費用に係る領収書
- 茅野市不妊及び不育症治療費助成事業交付申請に係る同意書
- 納税証明書 夫婦二人分
- 事実婚関係に関する申立書（様式第4号）（事実婚のご夫婦）
- 精巣内精子採取術実施証明書（様式第3号）  
（不妊治療の一環で精巣内精子採取術を行った場合）

## ○申請後に必要な書類 （対象の方のみ）

保険給付・任意給付金額の  
分かるもの  
例：振込記載のある通帳のコピー  
決定通知書等  
分かり次第、早めにご提出ください。

\* 不妊治療等実施医師証明書（様式第2号）は、窓口にてお渡しします。

\* 申請書・同意書・事実婚関係に関する申立書は市のホームページ（下記アドレス）からダウンロードも可能です。

<https://www.city.chino.lg.jp>



### 【高額療養費制度について】

医療費が月額限度額を超える場合には、事前に加入医療保険に「限度額認定証」を申請しておくことで窓口の請求金額が上限額までになります。（窓口負担を抑えることができます）

限度額認定証を申請せず、後日加入医療保険へ高額療養費を請求しても最終的な自己負担額は変わりませんが、高額療養費の支給には3か月ほどかかる場合があるため、市の不妊治療補助金をスムーズに申請するためにも高額な治療費が予想される場合にはあらかじめ「限度額認定証」を申請されることをお勧めします。

高額療養費の自己負担限度額は所得等によって異なります。詳細や限度額認定の申請については加入医療保険にお問合せください。



担当	茅野市健康づくり推進課健康総務係 （茅野市健康管理センター内） 〒391-0002 茅野市塚原2-5-45 電話 0266-82-0105 FAX 0266-82-0106
----	---

ご不明な点はお気軽にご相談ください